

「豊中市千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本方針」について

【1】千里ニュータウン

千里ニュータウンは、昭和36年(1961年)から昭和44年(1969年)にかけて計画的に開発されたわが国で初めての大規模ニュータウンです。

豊中市では、その良好な住環境を維持、保全するために、平成4年(1992年)7月に「豊中市千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本方針」(基本方針)を策定し、それに基づき指導を行っております。

【2】「基本方針」の適用地区

「基本方針」の適用地区は、千里ニュータウンの豊中市域(豊中都市計画千里丘陵住宅新住宅市街地開発事業の区域)とし、新千里北町、新千里東町、新千里西町、及び新千里南町の全域と上新田1丁目3017番7及び上新田2丁目2705番2となります。

【3】「基本方針」の主な内容

「基本方針」では、開発計画による土地利用区分に基づき、低層住宅地区、一般地区等に区分し、各地区ごとに建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さ、壁面位置等の基準を定めております。

市ではこの基準に基づき、指導をしておりますので、適用地区内で建築等をされる際には、建築確認の申請に先立ち、必要書類(建築概要書、平面図、立面図、断面図等)にて担当課との協議をお願いいたします。

特に大規模建築物の計画の場合は、十分な協議期間をお取りください。

【4】今後の千里ニュータウンのまちづくり

市は、平成4年(1992年)7月より「基本方針」に基づき指導をしてきておりますが、近年の社会経済状況の変化に伴い、基本方針の内容を見直すと共に、地区計画等の法令に基づく手法への移行を目指し、平成16年(2004年)1月に「千里ニュータウン地区の今後の土地利用の考え方」を示しました。

今後地域ごとの必要な協議を経て、可能な地区から、地区計画等の策定を行っていきたくと考えております。

詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 千里ニュータウン再生推進課

第二庁舎 4階 TEL 06-6858-2674

適用地区

